

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和4年3月29日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから3月29日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明をいたします。

あしたの委員会定例会の議題は7件です。

まず、1件目、特定重大事故等対処施設に関する規則解釈の改正ということで、これは11月2日の委員会です承されまして、その後、パブリックコメントにかけていた案件ですけれども、今回改めて決定するという事です。パブコメの時点から大きな変更はないということです。

議題の2つ目ですけれども、廃止措置の終了確認における敷地土壌等の判定に関するガイドの制定です。

これは、いわゆるサイト解放基準と呼ばれているものですが、これも2月9日の委員会です承されてパブリックコメントにかけられていたもので、今回改めて決定すると。これも特に大きな変更はないと聞いています。

議題の3つ目ですけれども、京都大学臨界実験装置の設置変更承認。

中身は、低濃縮燃料とトリウム貯蔵庫の追加ということですが、その審査結果の案の取りまとめということでもあります。

これは11月24日の委員会です、同じ承をしようとしたのですが、ちょっと宿題が出まして承されませんで、その後、その宿題、具体的には過剰反応度の考え方というのを整理しておりましたけれども、今回改めて承を求めるということになります。承されれば、その後、関係行政機関に意見を聞くということになります。

議題の4つ目ですけれども、3条改正に係る手続の不備と対処方針ですが、これは1月12日の委員会です、先ほどの議題3と同じですが、京都大学の臨界実験装置について、必要な書類が添付されないまま申請があつて、そのまま承認をしていたという案件を報告しましたが、それと同様の案件がないかという調査をかけまして、その結果、17件の同じようなものが判明したということのようです。

いずれも研究炉等審査部門が担当している研究炉とか使用施設に関するもので、実用炉、いわゆる発電所に関するものはなかったということのようです。

議題の5つ目ですけれども、原災指針の改正。

中身は、防災業務関係者の防護対策に当たっての考え方の整理というものになります。

防災業務関係者というのは、原子力事業者の職員とか公務員などでありますけれども、その放射線防護対策について、これまで現行の指針では内容が限定的であったので、それを充実するという改正をすることになっていまして、今回は、今後このように改正しますという方針をかけまして、それを受けて今後立案していくというものになります。

議題の6つ目ですけれども、委員会です承する文書の取扱いというものです。

これは委員会で、これまで了承するという案件がすごく多くあると思うのですけれども、決定するものは、最終的に一言一句まで確定させて決定という手続を取っていたのですけれども、了承は、正確に何なのかとか、どの部分まで了承なのかちょっと不明確だったので、そこを明確にするというルールを今回新しく決めるというものになります。

議題の7つ目ですけれども、ALPS処理水に関するIAEAのレビューの結果概要です。

これは先週行われたレビューの内容を報告するものです。IAEA側から特に何か判断が出ているというわけではないので、こういうことについてレビューを受けましたという程度の簡単な報告になります。

あとは、あしたは非公開の臨時会議もあります。

議題は2つありまして、1つ目は、情報システムセキュリティ、いわゆるサイバー攻撃対策に関する審査基準の改正。これは新しく今回規制要求するということでありまして、これまで議論してきましたけれども、今回、審査基準の改正という形で決定をするというものになります。

2つ目は、柏崎刈羽の追加検査の状況ということです。

あと、3ページ目の4月4日の(9)、ALPSの審査会合です。

2週空きましたけれども、前回3月18日で一通りの説明は終えて、そろそろ出口が見えてきているという状況かと思っています。あと1、2回でこの審査会合は終了ということかと思っておりますけれども、どうなるかはもちろん分かりません。

説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、カンダさん、お願いします。

○記者 時事通信のカンダです。

議題4の3条改正の書類の不備ということですが、京大と同じような例ということで、基本的には、書類上の瑕疵ということで、実質には影響を与えないということよろしいですね。

- 黒川総務課長　そうです。同じような、そういうものです。
- 記者　対処方針とあるのですけれども、これも同じように処理するような方針ですか。
- 黒川総務課長　同じように、また手続が間違っていたから、手戻ってもう一回審査をやり直しということではなくて、何らかの形で手続が戻らない形で対応するという事です。
- 記者　同じようというのは、典型的には、全然変更のない部分で、そこも参照しなければいけなかったのだけれども、参照していなかったみたいな、本当に全く同じような類型と考えていいですか。
- 黒川総務課長　17件全部同じかと、すみません、今即座に答えられませんが、ものは同じで、ものは全部、例の品質確保に関する書類ということで、それが多分、全部関係ないというか、申請内容とは関係ない部分ではあったのだろうと思いますけれども、今、確実に確定的に言えないので、それは資料で見てもらえればと思います。
- 記者　申請内容と関係があると、そのようにはいかないですね。
- 黒川総務課長　当然気づいたと思うので。
- 記者　分かりました。
- それと、もう一つ、了承する文書の取扱いで、了承の範囲が未確定だったというのですが、これはどういうことですか。
- 黒川総務課長　イメージとしては、要は、2つあって、1つは、了承しますと委員長サイドはおっしゃっていると思うのですけれども、どの部分とどの部分を了承しますと特定していなかったなので、この部分は報告なのか決定なのか了承なのか、そこが不分明なところがあって、ここについて了承しますというのを言うと。
- あとは、資料の中でも、この部分を了承事項としますというのを、何らかの形で表記するという感じのものになります。
- 記者　分かりました。
- 司会　ほかに御質問はございますでしょうか。
- よろしいでしょうか。
- それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。
- ありがとうございました。